

「人吉くまなびの日」実施要項

人吉市教育委員会

1 趣 旨

教育の出発点である家庭において、子供一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、「ひと・もの・こと」に対する興味関心と学びへの意欲を高めるとともに、可能性を広げることができるよう、子供と家族と一緒に休める環境を整備する。

2 対 象 人吉市立小学校、中学校

3 始 期 令和7年8月28日（第2学期から）

4 内 容

子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行う場合、欠席日数に含めないものとして取り扱う（教育上特に必要で、出席しなくてもよいと校長が認める場合として取り扱う）。

5 日 数 各年度3日以内（3日連続の取得も可能） ただし、残日数を翌年度に繰り越すことはできない。

6 手 続 取得日の7日前までに保護者が在籍校へ様式1（取得届）提出し、校長の承認を得る。

7 補 習 取得日の学校での学習内容については、各家庭において自習で対応する。

8 その他

- （1）原則として、「人吉くまなびの日」取得後の実績報告は求めない。
- （2）学校は、学校行事の日やテスト期間など、「人吉くまなびの日」を取得することができない日（期間）を設定することができる。
なお、設定した場合は、保護者等に周知することとする。
- （3）一緒に体験する保護者等については、保護者及び保護者が認めた祖父母、おじ、おば、成人した兄弟姉妹とする。（これ以外については、個別に判断する場合もある。）